

# 町会灯設置（取替）費補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、地域の安全・安心の確保及び二酸化炭素等の排出量を抑制することを目的とした町会灯設置（取替）費補助金交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）町会灯 地域の安全・安心等を目的とし、私道などに設置する照明をいう。
- （2）公道 道路法上の道路で、国・地方公共団体が土地所有権を有しており、かつ維持・管理責任を負っている道路をいう。
- （3）私道 公道以外の道路で、その道路を構成している土地の所有が民間であるものをいう。
- （4）新設 現状の私道で防犯灯などの照明がなく、尼崎市街路灯設置基準でいう設置間隔が30m以上ある所にLED灯具を新規で設置することをいう。
- （5）取替 水銀灯・蛍光灯・白熱灯などの灯具をLED灯具に取り替えることをいう。

## （補助対象団体）

第3条 補助の対象となる団体は次の各号に掲げる条件全てを満たす団体とし、個人は含まないものとする。

- （1）尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団密接関係者でない団体。
- （2）尼崎市社会福祉連絡協議会に加盟している町会・自治会もしくはそれらに準じる灯具の維持管理ができる体制を持つ団体。
- （3）国、地方公共団体による街路灯に関する他の補助金等の交付を受けていない団体。

## （設置基準等）

第4条 補助対象となる町会灯の新設・取替は、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合においてはこの限りでない。

- （1）電力会社に申請する電気容量が10VA以下のLED灯具とする。
- （2）設置間隔は、尼崎市街路灯設置基準と同様の30m程度に1基とする。ただし、直線距離が30mに満たない場合は各直線区間につき1基とする。
- （3）設置場所は私道のうち、公益性が高く公道を補完している、（私道の両端もしくは片端が公道に接続している）または市が管理する狭あいな公道において、市の街路灯設置が困難な場所とする。
- （4）周辺への光害を考慮し、申請団体が地先交渉を行ったうえで設置する。

## （補助対象経費）

第5条 対象経費は、第3条に規定する補助対象団体が、第4条に規定する基準を満たすLED町会灯の新設、取替に要する費用のうち、LED灯具本体費用及びその灯具の設置にかかる経費（支柱等は含ま

ない)に限る。

#### (補助金額・補助灯数)

第6条 年度当たりの補助金額・補助灯数の上限は、当該年度予算の範囲内において、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1灯あたりの補助金額は20,000円を上限とする。また、1灯あたりの補助金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金総額は、1申請団体につき、前条に規定する経費のうちの200,000円を上限とする。

#### (補助申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、町会灯設置(取替)費補助金交付申請書「様式第1号」(以下、「交付申請書」という)に必要な事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施年度ごとに定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 電気工事業者の新設または取替に係る見積書(指定様式)
  - (2) LED灯具のカタログ等、設置する灯具の仕様が記載された書類
  - (3) 補助金の振込先口座確認書類(通帳の写し等、金融機関が発行する書類)
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、交付申請書記載のメールアドレスに、電子申請用のアカウントID及びパスワードを通知する。
  - 3 前項の通知を受けた申請団体は、設置予定箇所の位置情報及び写真を添付し、電子にて工事施工予定箇所の情報を送付しなければならない。
  - 4 市長は、前項の規定により補助金を交付することが適当であると認めた場合において、町会灯設置(取替)費補助金交付決定通知書「様式第2号」(以下、「交付決定通知書」という)により申請団体へ通知するものとする。

#### (補助申請内容の変更及び取下げ)

第8条 申請団体は、申請内容の変更又は申請を取下げるときは、速やかに町会灯設置(取替)費補助金変更交付申請書「様式第3号」を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、その変更を適当であると認めたときは町会灯設置(取替)費補助金変更交付決定通知書「様式第4号」により申請団体に通知するものとする。

#### (工事施工及び完了報告)

第9条 申請団体は、交付決定後に申請箇所の工事に着手し、完了後速やかに新設又は取替後の施工箇所の写真と請求書や領収書等、支払い金額かつ内訳の記載された書類を指定する方法にて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を精査し、当該報告が適当であると認めるときは、補助金額を確定し、その内容を町会灯設置(取替)費補助金交付額確定通知書「様式第5号」により、申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請団体は、速やかに、町会灯設置(取替)費補助金交付請求書「様式第6号」により、その請求に係る補助金を補助事業者に請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受けたときには、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査の実施)

第13条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときには、申請団体に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

(交付決定の取消など)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金交付金額の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 補助事業を中止または変更したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは不正行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市町は、前項の規定による取消をしたときは、町会灯設置(取替)費補助金交付決定取消通知書「様式7号」により申請団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に交付金が交付されているときには、町会灯設置(取替)費補助金返還請求書「様式8号」により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を、期限を定めて求めるものとする。

(維持管理の遂行)

第16条 補助金の交付を受けた申請団体は、補助を受けた町会灯について、責任をもって維持管理を行うものとし、不点灯等故障が発生した場合は、申請団体により解消に努めることとする。

- 2 補助金の交付を受けた申請団体は、維持管理する町会灯の数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。
- 3 電力会社への新設による新規申込、取替による容量変更は申請団体で行うものとする。

(関係書類の整備及び保存期間)

第 17 条 補助金の交付を受けた申請団体は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5 年間関係書類を整理し、保存するものとする。

(補足)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

この要綱は令和 4 年 6 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。